

7月「ひきこもり家族会特別例会」開催のご案内

昨年度家族会は、感染対策を行いながら毎月開催する事が出来ました。今年度も、悩みや不安を抱きながら、本人に寄り添うご家族向けに、家族会特別例会で講演会を7月14日午後2時から開催する事が決まりました。

「医療法人三家クリニック、精神保健福祉士 浜中様」に「ひきこもる本人への理解と対応。支える家族のケアの大切さ」についてお話し頂きます。ひきこもる本人が苦しめば家族も苦しい。家族が苦しめば本人も苦しい。この家族側の



苦しみや不安を和らげれば、本人の苦しみも少し改善され、家族の関係性もより良いものに変化を促せます。講演後には座談会で質疑応答を予定しています。是非この機会に、ご家族皆様の参加お待ちしております。ご予約、お問い合わせは担当「白石」まで。



昨年度家族会参加者の声

〇家族によって関わり方の違いや、よく寄り添っている方の気持ちが分かる〇他の話を聞き自分の考え方が変わる〇回復や社会復帰、くらしサポに繋がった話は希望になる〇子どもが働かず家に居る事になれてくる親の葛藤〇家族も社会と関わる大切さ〇きっかけの必要性を感じる〇情報を知れて良かった。など感想を頂きました。

家族会は毎月第2金曜日 14:00～市役所 B1F で開催しています。

「就労準備・ひきこもり相談」のパンフレットが出来ました。

ひきこもりの相談から就労準備まで、一緒に考え、サポートします。

ひきこもりの相談から就労準備まで、一緒に考え、サポートします。相談、準備、実践、支援、回復、自立、この6つのステップを踏んで、一人ひとりの悩みや課題と一緒に向き合います。オーダーメイドのプランを構築し、少しずつ具体的な目標に向けて進みます。また、お悩みや不安な点、ご家族のサポート方法などについてご質問やご相談も承ります。

4つの四角(支援)

- 相談**
  - ・ 相談・支援
  - ・ 個別相談(電話・面談)
  - ・ 相談室
  - ・ 相談室
  - ・ 相談室
- 就労準備・実践**
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
- 相談**
  - ・ 相談・支援
  - ・ 個別相談(電話・面談)
  - ・ 相談室
  - ・ 相談室
  - ・ 相談室
- 就労準備・実践**
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)
  - ・ 就労準備(面接対策、履歴書作成、面接練習)

「就労準備・ひきこもり支援」を紹介するパンフレットが完成。ひきこもり支援を知らない方、ご存じでも内容まではわからず不安な方にご覧いただき、相談のきっかけにご利用下さい。パンフレットはくらしサポに設置。リニューアルされたホームページもご覧ください。

発行：くらしサポートセンター守口  
〒570-0083 守口市京阪本通2丁目5-5 守口市役所6階  
7/24(水) 0800-200-8011  
TEL: 06-6998-4510  
FAX: 06-6998-4512

子ども食堂対象「あわい農園イベント」の報告

〇5月28日(日)「あわい農園」子ども食堂と連携イベントを開催。

環境事業協会が行い子ども食堂と就労準備支援で連携している鶴見緑地公園内にある「あわい農園」のイベントに約20名のご家族が参加され、ニンジンやとうもろこし、ゴーヤにスイカの苗植えと種まき、他に刈り取った麦の脱穀と、雑草の草刈り後再利用の為、一か所に集める作業を体験。最後にニンニクの収穫も行いました。〇くらしサポ利用者が農園作業の業務委託を受けました。



2年前から農園を手伝ってきた利用者さんが、働きぶりや知識が信頼され、今年2月から週1回の農園管理作業の依頼を受け、自主的に作業を進められています。今回使われた苗も、その利用者さんが準備された物です。今後継続的に関わり続けていきます。

**住居確保給付金  
チェックシート**

**Q1：次のどれかに当てはまりますか？**

- ・2年以内に離職や自営業廃業等があった。（事情により4年以内に）
- ・個人の都合によらない理由で収入を得る機会が減少した。  
例：働いている職場が休業になった、自営業で契約が破棄になった等
- ・内定の取消し等があった。

**当てはまる**

**当てはまらない**



住居確保給付金の対象外です

**Q2：次のどちらかに当てはまりますか？**

- ・離職や収入減の時点では、家計を最も支え、生活費を主に負担していた。
- ・収入を得る機会の減少時点では、家計を最も支える立場だった。

**当てはまる**

**当てはまらない**



世帯の中で生活費を主に負担している方が申請してください。

**Q3：次のどちらかに当てはまりますか？**

- ・守口市内在住。もしくは、既に住居がなく、守口市内での居住を希望している。

**当てはまる**

**当てはまらない**



他市町村の居住者・居住希望者は、その市町村で申請してください。

**Q4： 基準額より世帯全体の収入と金融資産(現金・預貯金等)は低いですか？**  
※収入は、申請月の給与の総支給、失業給付、各種年金等

**【収入要件】 世帯全体の収入の合計額**

世帯人数	収入基準額(上限)	家賃額(上限)	収入基準額+家賃額(上限)
1人	8.4万円	3.9万円	12.3万円
2人	13.0万円	4.7万円	17.7万円
3人	17.2万円	5.1万円	22.3万円
4人	21.4万円	5.1万円	26.5万円
5人	25.5万円	5.1万円	30.6万円

**【資産要件】 世帯全体の預貯金等の合計額**

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

**基準より低い**

**基準より高い**



今後、基準額を下回った際に再度検討ください。

**Q5：現在、生活保護などの類似の公的給付を受給していますか？**

**受給していない**

**受給している**



受給中は対象外となります。今後、受給終了後に再度検討ください。

**Q6：以前に住居確保給付金を利用したことがありますか？**

**利用していない**

**利用したことがある**

一定の要件を満たせば、再度申請できる場合があります。



例：以前受給していた際に常用での就職が決まったが、会社都合で解雇となった場合、会社都合で休業となった場合等

**住居確保給付金を受給できる可能性があります。**

- ・支給対象は賃貸住宅の家賃（共益費・管理費・水道光熱費等は除く）です。（持ち家、地代は対象外）
- ・離職者、在職者も求職活動要件があり、応募活動やハローワークやくらサポの相談が必須です。
- ・個人事業主の方は、求職活動もしくは専門機関での経営相談が必要です。
- ・収入基準を超える就労収入があった場合や制度趣旨に添わない場合は支給中止となる場合があります。

※詳しくは、『住居確保給付金のしおり』をご覧ください、お問い合わせください。